

審 議 事 項

令和 7 年 10 月 2 日

総務局行政部

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加について

(1) 条例改正理由及び施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条の法定事務に該当がなく、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 27 年東京都条例第 111 号）別表においても定めがないため、マイナンバーの取扱開始に伴い、本条例の改正が必要となる。

施行日：令和 8 年 1 0 月 1 日

(2) 新たに本人確認情報を利用する事務について

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務

対象者数： 40,357 人程度（令和 6 年度実績）

(3) 同事務の概要

●事務の概要

大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、本人の申請に基づき、各種健康保険が適用される医療費の自己負担額を都が助成する。

●現在の状況（個人番号の利用状況）及び個人番号利用の効果

現在、医療費助成の申請の際は、申請者に住民票の写し及び健康保険等の加入状況が確認できる書類のコピーの添付を求め、受給要件を満たしているか審査している。

個人番号により保険情報の情報連携を開始することで、健康保険証等の添付書類の提出が不要となる。

また、医療機関・自治体の情報連携基盤である PMH（Public Medical Hub）に接続することにより、患者は医療機関受診の際、マイナンバーカードのみの提示で、医療券の提示が不要となり、患者の利便性が向上する。

●新たに住民基本台帳ネットワークシステムを利用することについて

申請者が提出した個人番号に誤りがないか、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報と突合する。

利用開始予定日：令和 8 年 1 0 月以降

●個人番号利用の効果等

以下の理由から、行政事務の迅速化・効率化及び対象者の利便性向上が図られる。

- 住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号と突合することにより、正確な個人番号の確認が可能となる。
- 個人番号により、保険情報の情報連携を開始することで、申請者は医療費助成の申請時に、健康保険等の加入状況が確認できる書類等の添付書類の提出が不要となる。
- マイナンバーを登録した都医療費助成システムをPMH（Public Medical Hub）と接続することにより、患者は医療機関受診の際、マイナンバーカードのみの提示で、医療券の提示が不要となる。（PMH 接続開始は、令和8年10月予定）

〇マイナンバー利用予定事務

大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務

【対象の疾病】

医療費の助成の対象となる疾病は、次のいずれかに該当するもの及びその続発症

- ① 慢性気管支炎
- ② 気管支ぜん息
- ③ ぜん息性気管支炎
- ④ 肺気しゅ

【対象者】

- ① 現に上記疾病にかかっている者
- ② 東京都の区域内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者
- ③ 喫煙していない者
- ④ 18歳未満の者
(気管支喘息については、生年月日が平成9年4月1日以前であり、すでに認定を受けている者は更新のみ可能)
- ⑤ 医療保険に加入している者

・対象者数（令和6年度実績） 40,357人

【助成内容】

認定疾病の治療や投薬等を受けたとき、医療保険適用後の自己負担額（入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）が東京都から助成されます。生年月日が平成9年4月1日以前の気管支ぜん息の認定患者については、認定疾病の医療費（保険適用後自己負担額）月額のうち6,000円を超える部分を助成します。

(参考) 事務の内容 (手続き等)

○認定申請等の手続き

新規申請に必要な書類

- 認定申請書（申請日前1か月以内に作成されたもの）
- 主治医診療報告書（申請日前3か月以内に作成されたもの）
- 健康・生活環境に関する質問票（任意提出）
- 住民票（患者の氏名、生年月日、性別、住所、住民となった年月日が記載されているもので、申請日前1か月以内に作成されたもの）
- 健康保険証の写し
- 胸部エックス線フィルム（気管支ぜん息で申請する場合は、検査は必要ですがフィルムの提出は不要です。気管支ぜん息以外で申請する方は申請日前3か月以内に撮影したものがが必要です。）

様式を追加しマイナンバーを記載

マイナンバーを記載することで省略可

(参考) 今回の条例改正で定める内容

○ マイナンバー法第9条

- ・ マイナンバーは指定された事務以外は取り扱ってはならない
マイナンバー法別表に規定されている事務（第1項）
地方公表団体の条例で定める独自利用事務（第2項）

：

○ マイナンバー条例第4条第1項

- ・ マイナンバー法第9条第2項の条例で定める事務
条例別表第1に掲げる事務
第10項に大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務を追加

○ マイナンバー条例施行規則

- ・ 条例の施行に必要な事項（具体的な事務等）を定める
 - ① **知事部局施行規則（マイナンバーを利用する事務手続を規定）**
 - ② 教育委員会施行規則

マイナンバー条例（別表）改正についての概要（１）

1 前提

- ◆ マイナンバーは指定された事務以外は取り扱ってはならない

2 マイナンバー法上の定め

マイナンバー法
第9条

[第1項] マイナンバー法別表に規定されている事務

[第2項] 地方公共団体の条例で定める独自利用事務

3 現行規定

マイナンバー法別表

定めなし

マイナンバー条例別表

定めなし

マイナンバー条例（別表）で定める必要あり

4 条例改正対象事務

対象の事務：大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務

事務の所管局：保健医療局

マイナンバー取扱開始時期（予定）：令和8年10月（予定）

改正する内容：条例別表第1第10項に追加（以降項番ずれあり）

※マイナンバー条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）

マイナンバー条例（別表）改正についての概要（２）

５ 別表改正案

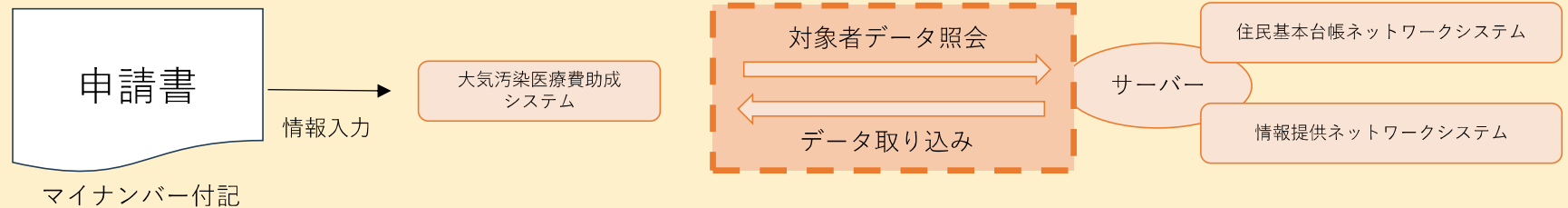
#	執行機関	所管局	事務
一	知事	総務局	東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務であって規則で定めるもの
二	知事	生活文化局 総務局	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
三	知事	福祉局	東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
：	：	：	：
九	知事	保健医療局	東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例(昭和五十年東京都条例第八十八号)による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
十	知事	保健医療局	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
十一	教育委員会	教育庁	東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
十二	教育委員会	教育庁	東京都立高等学校等における給付型奨学金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
十三	教育委員会	教育庁	東京都立特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって東京都教育委員会規則で定めるもの

マイナンバー利用のメリット（１）

○ 医療費助成の認定申請に必要な添付書類の削減

自治体（都）：
保険情報の手入力が必要なくなる。
正確な情報で審査可能

事務フローイメージ



都民：
申請時、住民票の写しや健康保険等の加入状況が確認できる書類のコピーなどの添付処理の提出が不要

マイナンバー利用のメリット（２）

○ PMH接続により、医療機関受診時や助成対応の手間削減

